

## 加茂市都市計画審議会とは

加茂市都市計画審議会は、市が都市計画を定めるときに、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議する機関です。

都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を定めるときは、行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者や議会の議員、関係する行政機関、公共団体の役職員などから構成される審議会の調査審議を経て決定することとなっています。

委員は、「加茂市都市計画審議会条例」に基づき、18名以内で構成されています。なお、加茂市都市計画審議会は、市が定めようとする都市計画案を調査審議するほか、市長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議することや、関係行政機関に対し、都市計画に関する事項の建議を行うことができます。

| 委員の構成     | 人数  |
|-----------|-----|
| 学識経験者     | 2名  |
| 関係行政機関の職員 | 4名  |
| 公共団体の役職員  | 4名  |
| 市議会の議員    | 2名  |
| 市の住民      | 2名  |
| 合 計       | 14名 |

※人数はR6～R8 任期の委員数



# 市町村が定める都市計画の決定手続きのフロー

